

名古屋港管理組合公報

平成18年5月15日

(月曜日)

第374号

目次

告示	1
正誤	4

告 示

名古屋港管理組合告示第30号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき特定港湾開発地区を指定したので、同条第3項の規定により当該特定港湾開発地区の区域及び開発整備方針を次のとおり公表する。

平成18年5月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

1 特定港湾開発地区の区域（平成4年2月10日指定済、一部訂正追加）

- (1) 区域 愛知県海部郡飛島村東浜及び西浜（別添図のとおり）
- (2) 面積 約512ヘクタール

2 特定港湾開発地区の開発整備の方針

(1) 開発整備の目標

ア 特定港湾開発地区の概況

名古屋港は、中部地域を代表する港湾として、背後圏のものづくり産業の輸出入拠点となっている。名古屋港を通じて行われる貿易は2005年の全国の港湾の中で輸出入総額1位、貿易黒字額においても1位で、中部地域のみならず日本経済を支えている。

名古屋港では、今後も背後産業の持続的な発展を支えていくため、コンテナ物流の中心である飛島ふ頭を中心とする西部地区において、ロジスティクスハブ形成に向けた取組を進めており、高規格コンテナターミナルの整備、高度なロジスティクスセンターの誘致を行っているところである。

なかでも飛島ふ頭は4つのコンテナターミナルを有し、その直背後には、流通センター、倉庫団地等の流通基地が形成され名古屋港最大の物流拠点となっている。

イ 特定港湾開発地区の開発整備の基本的方向

当該地区においては、コンテナ物流の高度化を進めるために、多様かつ高度化する物流ニーズに対応した総合的物流機能を有する施設、並びに飛島ふ頭におけるロジスティクスの高度化及び機能強化に資する施設の整備を基本的方向とする。

当該地区において、平成17年12月に第1バースが稼動した飛島ふ頭南側コンテナターミナルは、国が進めるスーパー中核港湾のモデルバースであり、コンテナ船の大型化に対応した日本最大級のコンテナターミナルである。また、日本初のトランスファークレーンの自動化を導入するなど、設備面でも先進的で高度なターミナルとなっている。既に着工している第2バースを含め、最終的には、岸壁3バースの総延長1,050mが整備される計画であり、飛島ふ頭全体の物流機能の高度化を促す起爆剤としての役割が期待されている。

また、平成17年度にはロジスティクスハブ形成事業を公募し、国際水平分業に対応した物流施設や、中部国際空港との連携を生かした機能を有する物流施設など、ロジスティクスの高度化及び機能強化に資する物流施設の導入を行っている。

今後もさらに、飛島ふ頭におけるより一層のコンテナ物流の高度化を進めるため、ロジスティクスハブ形成に資する施設を整備していくものとする。

(2) 特定施設の種類その他特定施設に関する事項

ア

(ア) 特定施設の種類の

法第2条第1項第11号イに掲げる施設

(イ) 特定施設の機能

本施設は、貿易構造の変化、即ち輸出中心から輸入重視、特に製品及び食料品の輸入増加に対応するとともに、社会から求められている円滑かつ効率的な物流システムの構築及び製品の品質管理並びに流通コストの低減を図るため、従来の荷さばき機能及び保管機能に加えて仕分け、流通加工等の物流関連機能、また、これに必要な情報処理機能等の総合的機能を有する施設、さらに、会議室等の共同利用施設も備えた高度な物流施設機能

(ウ) 特定施設の概ねの位置、規模等

(a) 住 所 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目25番地

(b) 敷地面積 約50,000㎡

(c) 施設計画

施設名	延床面積	施設内容
物流高度化基盤施設	約 69,000㎡	荷さばき施設、保管施設、流通加工施設、情報化オフィス、共同利用施設等

(d) 特定施設の建設及び運営

名古屋港の国際化、情報化及び技術革新に対応し、国際的にもレベルの高い港湾づくりを目指し、港湾の活性化に寄与するために、地元港湾運送事業者9社の共同出資により設立された名古屋港国際総合流通センター株式会社が建設及び管理運営に当たる。

イ

(ア) 特定施設の種類

法第2条第1項第11号イに掲げる施設

(イ) 特定施設の機能

中部地域のものづくり産業を支えるため、ロジスティクスハブ形成に資する事業を行う事業者で、名古屋港の背後圏に立地する製造業者により生産された製品を複数扱い、並びに荷さばき機能及び保管機能に加えて仕分け、流通加工等の物流関連機能、情報処理機能等を総合的に有する施設、さらに、会議室等の共同利用施設も備えた高度な物流施設機能

(ロ) 特定施設の概ねの位置、規模等

(a) 住 所 愛知県海部郡飛島村東浜一丁目5番20号

(b) 敷地面積 32,000㎡

(c) 施設計画

施設名	延床面積	施設内容
物流高度化基盤施設	約 60,000㎡	荷さばき施設、保管施設、流通加工施設、情報化オフィス、共同利用施設等

(d) 特定施設の建設及び運営

建設及び運営は、名港海運株式会社が行い、適切な管理運営に当たる。

(3) 港湾施設の整備に関する事項

特定港湾開発地区の開発整備目標を達成するため、物流高度化基盤施設と一体として整備されるべき港湾施設の種類の等は、以下のとおりとする。

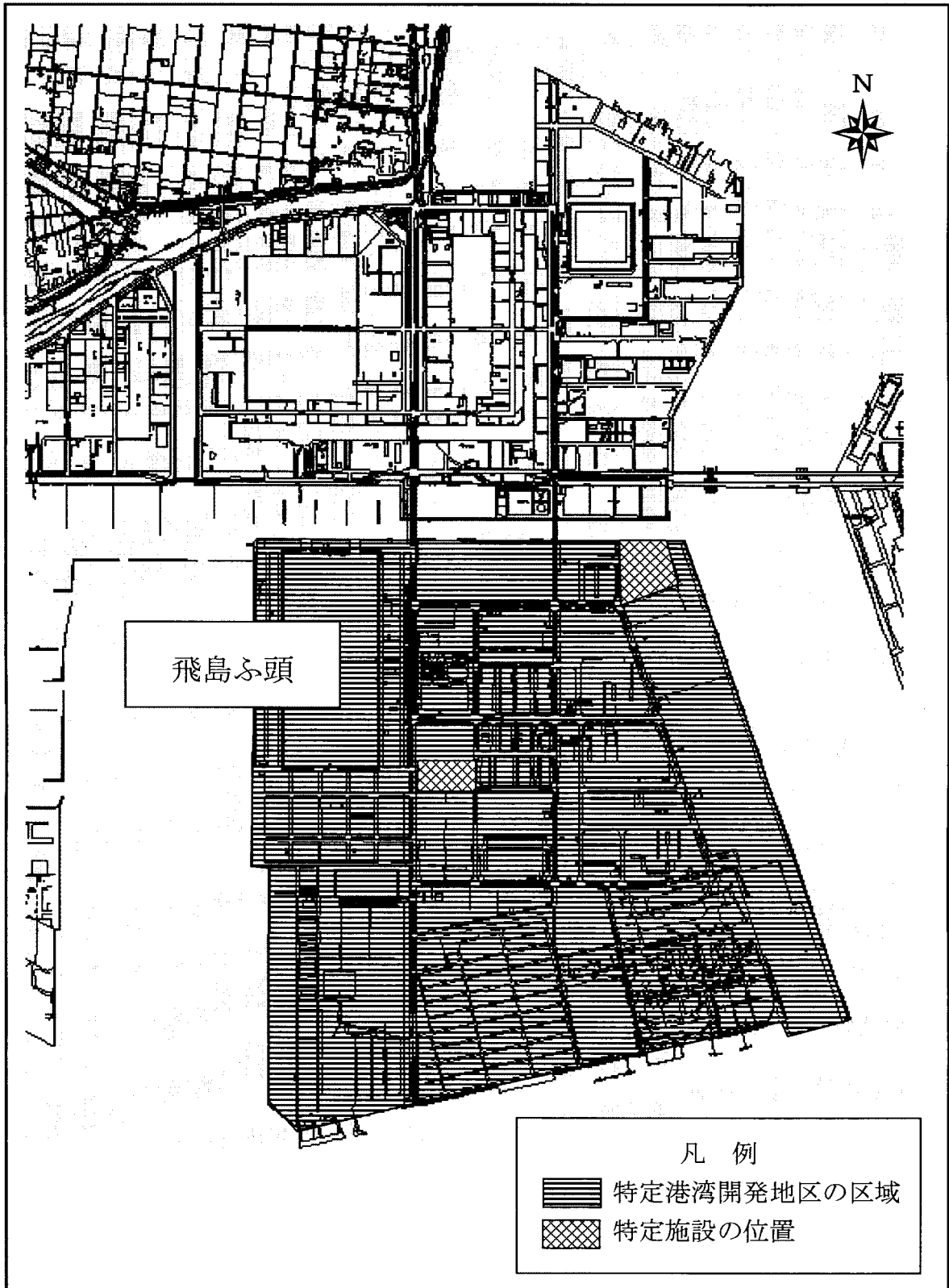
ア 係留施設（コンテナターミナル）

イ 荷さばき施設

3 その他特定港湾開発地区の開発整備に関し必要な事項

特に無し。

(別添図)



正 誤

平成18年4月14日公報第372号4ページ1(1)個人で入場しようとする者の入場料の額の表備考中「小学校・中学校」は「小学校、中学校」の誤り。

同号5ページ3附帯設備の表金びょうぶの項中「1回一式」は「1回一双」の、4(1)30分につき1回1台を利用単位とする駐車場の表普通自動車の項中「30分ごと」は「30分までごと」の誤り。

同号6ページ名古屋港管理組合告示第24号中「名古屋港湾会館（昭和46）」は「名古屋港湾会館条例（昭和46）」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合